

答 申 第 ● 号

令和 2 年 12 月 ● 日

三重県公安委員会 様

三重県公文書等管理審査会

委員長 原 田 大 樹

三重県公安委員会公文書管理規程(案)について(答申)

令和 2 年 11 月 19 日付け公委発第 299 号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおりお答えします。

記

三重県公安委員会公文書管理規程(案)(以下「規程案」という。)について、次のとおり、審査会として意見を申し述べるとともに、適切な見直しを検討されることを求める。

- ① 規程案第 25 条は、警察庁における行政文書の取扱いに関する訓令(平成 23 年警察庁訓令第 7 号)第 35 条と同様の条文であるが、同訓令の制定根拠である公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律第 66 号)には、条例第 7 条のように、正当な理由のない場合の公文書の書換えを原則として禁止する条文がないことに留意する必要がある。

すなわち訓令案第 25 条は、起案文書の修正について「決裁を経れば書換えできる」と解釈されるおそれがあり、また修正する場合の正当な理由がどういったものなのか明確となっていないため、条例や公文書管理規程に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の規定の趣旨に適う内容とすべきである。

- ② 規程案第 50 条第 1 項は、秘密文書の指定は必要最小限にとどめる旨を定めているが、これを制度的に担保するための措置

が定められていない。

秘密文書の管理は、限られた職員のみ行える例外的な取扱いであることから、規程案第 49 条の指定権者が恣意的に指定することのないよう、事後的チェックその他制度的に担保するための措置について検討されたい。

- ③ その他規程案第 23 条第 1 項の「記載するなどするものとする」の「など」は不要と考えられるので、申し添える。